# 軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の所見の聴取について

軽度者に対する福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の例外的な給付については、すでにお知らせしたとおり、下記のi)~iii)の状態像にあてはまることが、医師の医学的な所見に基づき判断されていることが必要です。そのため、本市への確認申出時に必要な「医師の医学的な所見が確認できる書面」については、疾病名や福祉用具の必要性の記載だけでなく、医学的な所見が示されていることが求められます。

- i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、 頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者
- ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第2 5号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的 判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者

#### 医師の所見の聴取のポイント

少なくとも、①疾病名を含む医学的な所見と②該当する状態(例 寝返りが困難,もしくは医学的に禁止されている等)を具体的に聴取し、その結果③ i )~iii)のどの状態像に該当するかについて、医師の明確な判断を得ることが必要です。

医師から文書での所見を得たものの、この3点が明記されておらず、客観的に、医師の所見によりi)  $\sim$ iii) にあてはまると判断されているといえない場合は、別途、医師に確認を行い(電話・FAX・面接等方法は問いません。)、確認した内容を記録した<u>居宅介護(予防)サービス計画の写し</u>を添付資料としてください。主治医意見書、診断書についても同様に、この3点が明記されている場合に、添付資料とすることができます。

なお、記録にあたっては、聴取日時・聴取方法・医師氏名を明記し、それぞれの状態像 について、次の参考例の網掛け部分が明確に読み取れるような記載を心がけてください。

~ (F3444.3c=r=1)

(参考例)

<b>①</b> 疾病名	で,(医字的	」な所見)				のため	の,状
態が変動しやすく,	日によって又は	時間帯によっ	って頻繁に,	②状態(			)
が困難な状態にあり	, ③ の状態	像に該当する	る者と判断で	きることを	平成	年月	月日
に, 病院名	医師氏名		に 方法	7	意見を	速取し	た。
①疾病名	で、(医学的な	:所見)			(	のため,	状態
が急速に悪化し, 短	短期間のうちに,	②状態(		) が困糞	誰な状態	態に至る	5こと
が確実に見込まれ,	③ の状態像	こ該当する者	と判断できん	ることを平	成年	月	日に,
病院名    医	師氏名	に方法	=	で意見を聴	取した	<u>-</u> 0	
①疾病名	で、(医学的な	:所見)				のため,	身体
への重大な危険性	<b>上</b> 又は症状の重	篤化を回避	するため,	医学的な	判断	から②	狀態
(	) をすべきでは	たく. ③	の状態像	に該当する	る者と半	判断でき	きるこ

とを、平成 年 月 日に病院名 医師氏名 に方法 で意見を 聴取した。

#### (居宅サービス計画への記載例1)

両肘の関節リウマチであり、朝は特に痛みが激しくベッドからの起き上がりが困難。状態が変動しやすく、時間帯によって頻繁に、起き上がりが困難な状態にあり、i)の状態像に該当すると判断できる者であることを平成年月日○○病院□□医師に電話で確認した。

### (居宅サービス計画への記載例2)

心疾患による心不全があり、発作の危険があるため、自力での起きあがりを禁止されている。状態像iii)の身体への重大な危険性の回避から、ベッドからの起き上がりができないと判断できる者である、と医師の意見を聴取した。(平成年月日〇〇病院〇〇医師に FAX で確認)

(※注) あくまで最低限の記載を示したものです。

## (参考) 第95号告示第25号のイに該当する状態について

A STATE OF THE STA					
福祉用具の種類	第95号告示第25号のイに該当する状態				
車いす及び車いす付	(一) 日常的に歩行が困難な者				
属品	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる				
	者				
特殊寝台及び特殊寝	(一) 日常的に起き上がりが困難な者				
台付属品	(二) 日常的に寝返りが困難な者				
床ずれ防止用具	日常的に寝返りが困難な者				
体位変換器	日常的に寝返りが困難な者				
認知症老人徘徊感知	意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障があ				
機器	り、かつ移動において全介助を必要としない者				
移動用リフト	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者				
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者				
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者				
自動排泄処理装置(尿	(一) 排便が全介助を必要とする者				
のみを自動的に吸引	(二) 移乗が全介助を必要とする者				
する機能のものを除					
<)					

(注) 車いす及び車いす付属品の(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び移動用リフトの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」の取扱いについては、これまでのとおり、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与を判断できます。(※区役所・支所等への確認の申し出は不要です。)